

店報



# 美南

平成30年(2018)

1月号

No. 670



阿井英二郎熱血野球教室… みんな上手になれたかな？  
(ノーテレビ・ノーゲーム講演会/光と風の丘公園野球場にて)

# 年頭のごあいさつ



美浦村長

中島 栄

新年明けましておめでとうございます。

平成三十年の新春をお健やかに迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

本年も「人と自然が輝くまち みほ」の村政運営の先頭に立ち、執行部と村議会の総合力を生かし、長い歴史が育んできた美浦村の文化を守りながら、皆さまと共に歩んで参りたいと存じます。

さて、昨年を振り返りますと、北朝鮮が度重なる国際社会の強い抗議と警告を無視して、我が国を飛び越える弾道ミサイルの発射を強行し、さらに過去の核実験に比べはるかに大きな核実験を強行したことは、わが国の平和と安全に重大な脅威を及ぼすとともに、「非核平和都市宣言」を進める美浦村民の思いを侵害するものであり、断じて許すことはできません。日本政府には、拉致問題の早期解決を含め一層の外交努力を図るよう強く望みます。

昨今の国内の経済状況に目を向けますと、7～9月期の実質GDPは前期比年率プラス1・4%と、7四半期連続のプラス成長で、景気については緩やかな回復基調が続いているとされております。このタイミングで突然行われた衆議院解散総選挙は、消費税増税の是非、原発政策、北朝鮮情勢への対応について、国民に問う場となりましたが、結果は与党の圧勝となりました。国民が「現在の路線を継続していこう」という意思の表れであるならば、新内閣にはその期待を裏切る事のないよう、また、少子

高齢化や人口減少対策等山積している諸問題に対しても、確かな政策の実行を進めていただきたいと考えます。

一方で、明るい話題もありました。牛久市出身の稀勢の里関が、19年振り日本出身の横綱に昇進しました。土浦市出身の高安関も大関に昇進し、茨城県出身の関取として今後の活躍が期待されます。また、村民へのサービスの新しい拠点として、昨年3月に竣工した『地域交流館みほふれ愛プラザ』は、情報発信の場、少子高齢化の課題解決に向けた子育て支援機能、多世代交流スペース、地域産品直売所を併せ持つ地域交流の拠点であり、施設内に設置した子育て支援センターの利用者数は10月12日に延べ1万人を達成し、その効果は除々にではありますが表れつつあります。

この交流館について、10月に、まちづくり方針や多機能的な施設であること等が総合的に評価され、茨城県うるおいのあるまちづくり顕彰事業の「まちづくりグリーンリボン賞」を受賞しました。また、11月には、交流館を中心とした「小さな拠点づくり」事業が特徴的であり、優良な取り組みであると認められ「地方自治法施行70周年記念総務大臣賞」を受賞いたしました。

美浦村のみならず全国的に少子高齢化と人口減少という深刻な状況に直面しております。しかし、先人たちが守ってきた伝統文化の継承や自然環境の保全は、私たちが担っていかねばなりません。魅力ある地域社会を継続していくためには、住民と行政が手を携え、主体的・自立的に施策を展開していくことが不可欠であり、それが基礎自治体たる美浦村の継承・発展につながります。美浦村が誇る霞ヶ浦をはじめとする自然豊かな景観は、人々の心に癒しと安らぎを与えてくれます。この素晴らしい環境を未来に繋いでいきましょう。これからも、特色のある、魅力あふれた施策を実施していきたいと考えております。

今後も「地域主権」の確立に向けて村民の皆さま自らが村づくりに参加され、「自分たちの村は自分たちで創り守る」を念頭に、ともに発展していくよう最大限努力して参ります。住民が主役の村政へのご支援ご協力を心よりお願い申し上げますと共に、皆さまのご健康とご多幸をお祈り申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

# むらの 話題



地域の話題をお待ちしています  
 ◎総務課・広報係  
 ☎029-885-0340内線205

## ノーテレビ・ノーゲーム運動講演会

12月3日中央公民館で、「美浦村ノーテレビ・ノーゲーム運動講演会」が開催されました。

講師には美浦村出身で元北海道日本ハムファイターズヘッドコーチである阿井英二郎さんを招き、「心の成長を促す『セルフリーダーシップ』」という演題でお話いただきました。一般企業の社員、教諭やプロ野球選手、ヘッドコーチとしての自分自身の経験談を交えながらのお話に参加者は聞き入っていました。

講演会前には村内教育機関で作成された、「ノーテレビ・ノーゲームしおり」優秀作品が表彰されたほか、講演会終了後には光と風の丘公園野球場にて野球教室が実施され、42名の児童が熱心に指導を受けました。

### 「ノーテレビ・ノーゲームしおり」優秀作品

- ◎美浦幼稚園すみれ組 織田彩瑚さん  
「ゲームやめそとであそぼうげんきにね」
- ◎大谷小学校2年 小村真矢さん  
「ノーゲーム時間をきめてお手つだい」
- ◎安中小学校4年 坂部嘉凜さん  
「スマホより大切なのは家族だよ」
- ◎大谷小学校5年 児島真帆さん  
「話そつね 今日見たこと感じたこと」
- ◎美浦中学校3年 栗原 菜さん  
「ノースマホ画面の中より 地域の中へ」



## 田山さん県より特別功労賞



茨城県では県勢の発展に著しい功績があった方を表彰しています。県の名声を高め、明るい話題を提供された方に贈られる特別功労賞（スポーツの振興）に本村在住の田山寛豪さんが選ばれ、11月13日に県庁にて表彰式が行われました。

田山さんはトライアスロン選手として国内外の大会で活躍したこと等が評価されての受賞です。今後は自らも競技に参加しつつ、後進の育成に力を注がれるそうです。おめでとうございます。

## 葉梨修さん

### 瑞宝双光章受章



平成29年秋の叙勲にて、葉梨修さんが瑞宝双光章を受章されました。11月10日に国立劇場（東京都千代田区）にて勲章伝達式に出席。その後皇居を訪問し、天皇陛下よりお言葉を賜りました。

葉梨さんは昭和44年より教職につき、平成18年からは4年にわたり美浦村の教育長としてご活躍されました。このように学校教育および社会教育に対する功績等が認められての受章となりました。このたびの受章、おめでとうございます。

## 美浦ステークス

12月10日、中山競馬場（千葉県船橋市）で、美浦の名前を冠したレース「美浦ステークス」が開催されました。開催に際しては広報みほで観戦者の募集が行われ、多数の応募がありました。特設会場では、村観光協会による美浦村産の農産物や水産加工品等の販売、また昨年引き続き、ウイナーズサークルにおいて美浦中学校吹奏楽部による演奏会も開催され、ともに好評を博していました。

今回の美浦ステークスの結果は次のとおりです。記念品として、クリスタルトロフィーと米2俵が関係者に贈呈されました。

### 【優勝】テオドール号

馬主：（有）サンデーレーシング  
 調教師：国枝栄さん  
 騎手：V・シユミノーさん  
 厩務員：根岸真彦さん



## 地方自治法施行70周年記念 総務大臣表彰

地方自治法施行70周年を記念し、地方自治の伸  
展及び住民の福祉の増進に努めたものに対して表  
彰を行う地方自治功労表彰において、「自らの創意  
工夫により優れた施策を実施し、地方自治の充実  
発展に寄与した市町村」として美浦村が総務大臣  
表彰を受けました。

これは、地域交流館みほふれ愛プラザを中心と  
した「小さな拠点づくり」事業が特徴的、かつ優良  
な取り組みであると認められ表彰されたものです。  
今後もまちづくりの拠点として多くの方に活用さ  
れるといいですね。



### 大谷小吹奏楽部が優良賞!

12月3日、大谷小学校吹奏楽部が習志野文化ホ  
ール(千葉県)にて行われた「TBS子ども音楽コ  
ンクール東日本優秀演奏発表会」の小学校管楽部  
門にて優良賞を受賞しました。部員たちは会場い  
っぱいに素敵な音色を鳴り響かせ、今年度も素晴  
らしい活躍で活動を締めくくることができました。

#### 大谷小学校吹奏楽部第26回定期演奏会

- ◇日時 2月4日(日)午後1時30分～
- ◇会場 美浦村中央公民館大ホール
- ◇曲目 「ディズニーステージ」他
- ◇問合せ 大谷小学校(三井) ☎029-885-2309

## 地区対抗ゴルフ大会



- 優勝 土屋A
- 準優勝 美駒B
- 第3位 信太A

## 故後沢綱義氏に旭日単光章

元村議会議員の後沢綱義氏(平成29年7月26日  
死去・享年82歳)が叙勲の栄に浴され、旭日単光  
章が贈られました。

後沢氏は、昭和62年に村議会議員に当選し、以  
来4期16年間にわたり、卓抜なる見識と高邁な政  
治信念をもって村の発展に多大な貢献をされまし  
た。このたびは、永年の功績が認められての受章  
となりました。ここに生前の功績をたたえ、心よ  
りご冥福をお祈りいたします。

## 地域安全茨城県民大会で表彰



10月10日、県民文化センター(水戸市)において  
第39回地域安全茨城県民大会が開催され、日頃の  
防犯活動の功績により、美浦村防犯連絡員協議会  
美駒分会の宮本勝夫さんが地域安全功労者として、  
美浦村防犯連絡員協議会木原分会の宮本秀夫さん  
が優良防犯連絡員として表彰されました。

今後とも、地域の皆さんの安心・安全のための  
活躍を期待しております。

## 大好きいばらき県民会議表彰



11月30日、水戸プラザホテルにおいて「大好き  
いばらき県民運動表彰式」が行われ、次の方が各  
賞を受賞されました。おめでとうございます。

#### ◎第45回花と緑の環境美化コンクール

- ・団体・職場の部 茨城県造園建設業協会会長賞  
馬見山花の会
- ・地域の部 大好きいばらき県民会議理事長賞  
山王福寿会

#### ◎第28回大好きいばらき作文コンクール

- 小学校低学年の部 大好きいばらき県民会議理事長賞  
大谷小学校3年 椎名実花さん

# 男女がともに 輝くために

共に輝くみほの会

(美浦村女性行政推進協議会)

□お問合せ 役場企画財政課  
☎029-885-0340 内線208

## 「住みたい村づくり」 講演会を終えて 山岡つぎ子

私たちは、「住みたい村づくり」をテーマに活動を進め、昨年度は村内の幼稚園・保育所に通う幼児のいる家庭を対象にしたアンケート調査を、今年度は、子育てをサポートする(預かる)側の保育所・子育て支援センターの職員の方より聞き取り調査を行いました。そして今回「住みたい村づくり」を皆で考えようと清山先生、加藤先生をお迎えして講演会を開催しました。

清山先生は、『急速にすすんでいる高齢化社会そして少子化で、ますます揺らぐ今の社会に質の高い労働力の確保が

必要なのに、次世代が空洞化している。だからこそ女性・若者・高齢者の能力の活用推進が重要となってくる。特に女性の能力・女性の活躍を支援する社会の構築で「出産・子育て・介護」と「キャリア」の両立は可能になる」とお話されていました。行政・村内企業・住民とで取り組んでいく必要があると思います。

私は家庭科とは衣食住の学びと想っていました。しかし『家庭科の分野は、衣食住、保育(子育てへの理解)、家族・家庭(男女共同参加社会)、家庭経済・消費教育・環境教育、高齢者とのかわり、生活文化の理解・継承、ライフプランニング・キャリアプランニングがあり、生きる力を育み、地域づくりの学びである』との加藤先生のお話に、私は目からうろこが落ちました。家庭科を学ぶのは現在・将来の生活をより豊かにするため。そして基本的欲求の充足(愛情・所属)と家族の大切さを知ることである。また地域活性化に繋げる地域コミュニティ育成が「住みよい村づくり」となるのである。と

の先生の言葉に活動の道を戴いた思いです。

私たちは多くの村民の方々との多角的視点から意見交換等を積み重ね、「住みたい村」になるよう活動を進めていきたいと考えています。

### 《演題》

◎働くおおかあさん、働くおばあちゃんの家計と経済

・講師 清山玲氏(茨城大学人文社会科学部法律経済学科教授)



◎ともに生きるともに暮らしを創る家庭科：生きる力・豊かな心

・講師 加藤路子氏(全国高等学校長協会家庭部会事務局長・元茨城県立土浦第二高等学校長)



(講演会開催日 11月23日)

## みほ文芸

正調俚謡 日和吟社題「書・道」一字以上詠み込み有季無季随意

一つ財布に二人の汗を入れて苦楽の道を踏む  
曲がりくねった人生行脚母の生き様道標  
亡父の書物に紛れた写真セピア色した若い母  
妻は社交家「チンして食べて」走り書きして忘年会

時代変わって道徳心も失せて良い子が悪くなる  
辛い道のり幼子抱え越えて咲かせた母娘花  
生きた証の俚謡読む道に夢は果てなく宝物  
息も絶え絶え山道登りや眩し眼下の滝紅葉  
苦勞坂道誰もが出合う越えて人生春も来る

人はそれぞれ自分の道を信じ悩んで生きていく  
書道習った息子の便り返事書くのに気が引ける  
妻と書いてはため息ひとつ女独りの長い夜  
派手な喧嘩の思い出遠く今は一緒の医者之道  
姿勢正して机に向かい古希の手習い書を学ぶ  
見れば一目で感じる文字は「武田双雲」書の力  
もつと大きな道・山・川を想い描いたふるさとよ

### 十二月の俳句(題 当季雑詠)

ザクザクと大地の吐息霜柱  
足出せば扉が開く去年今年  
目が覚めて霜の声聞き袴合わす  
喜寿祝ふ小春日和のありがたき  
縄飛のまあるく風をちぎりけり  
ポロの如猫の眠むれる小春縁  
着ぶくれて二人の距離は縮まりぬ  
電飾をまとう湖畔の冬木立  
憂き事をさらりと流し戌年を  
石地蔵つたの衣でおしゃれして  
小春日や大仏笑みて風静か  
北吹きぬ口笛のせて村に下り  
袋田の刈田に残るわらボツチ

- 飯塚筑風
- 田島草実
- 石戸葎華
- 山崎笑子
- 篠原美千代
- 長谷川悦子
- 小蘭江久美
- 上野八千代
- 小池きよし
- 沼寄朋香
- 武田かずお
- 高橋一步
- 塚本夏雲
- 伊藤葉子
- 木村幸子
- 山口杏路
- (五十音順)
- 青野安佐子
- 石毛恵美子
- 海道民子
- 木澤はしめ
- 高柳幸子
- 田島早苗
- 中島輝子
- 長田敏笑
- 松本秀子
- 松葉よしの
- 宮美也香
- 宮崎きみ枝
- 矢原はつひ

「若者も被害は **い や や 188 !!**」



1月から3月までの間「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」を実施いたします。インターネット、SNS、スマートフォンやタブレットの利用は低年齢層にも広がっています。その為、若者がキャッチセールス、マルチ商法、ワンクリック請求等のトラブルに巻き込まれることも少なくありません。

被害防止のために美浦村では、成人式や4カ月児健診時の保護者に啓発資料を配布しています。トラブルに巻き込まれたら、すぐに全国共通、局番なしの188（いやや）消費者ホットラインへ！お近くの消費生活センターにつながります。

### スマートフォンで動画を見せるときは、大人が付き添いましょう

娘を寝かせるため、スマホで動画を見せていた。別室で家事をしていたところ、娘が何か話しているので、驚いて行ってみると、アダルトサイトの請求画面が表示されていた。スマホの画面に表示された広告をクリックしたらしい。請求画面には「1年で30万円」とあり、退会しようと電話やメールをしてしまった。伝わってしまった個人情報が心配だ。（当事者：5歳 女兒）

#### 【ひとこと助言】

スマートフォンやタブレットの利用は、10歳未満の低年齢層にも広がっています。子どもに端末を渡して動画を見せていたところ、目を離した隙にアダルトサイトの請求画面が表示されたという相談が寄せられており、注意が必要です。子どもは大人が想像する以上に簡単に操作してしまふことがあります。子どもが利用する場合は、必ず大人が付き添うようにしましょう。アダルトサイトの請求画面が出て、慌ててお金を支払ったり、相手に連絡したりしてはいけません。

不安に思ったりトラブルにあったりした場合は、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。▶消費者ホットライン188（国民生活センター子どもサポート情報より抜粋）

### 食の安心安全サポーター研修 米粉を使ったランチや味噌を一緒に作りましょう！

- 米粉の和風シフォンケーキ・サラダ・スープ  
【日時・参加費】 1月24日(水)午前10時 参加費500円
- 味噌作りを体験しよう！ 2キロ弱の味噌と簡単な昼食を作ります。  
【日時・参加費】 1月25日(木)午前10時 参加費1,000円
- 味噌作りの準備に参加できる方も募集します！  
【日時】 1月24日(水)米粉のランチ作りと並行して準備します。同日午後もできると助かります。



#### 《共通事項》

【場所】 中央公民館 調理室

【人数】 各10名

【持参する物】

エプロン、三角巾、味噌作り参加者は味噌を入れる容器

【申込み】 1月17日(水)までに消費生活センターにお申込みください。

#### 消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。）

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン（全国共通）☎188※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

# 国民健康保険

お問合せ  
国保年金課国保係  
☎ 029-885-0340  
(内) 116

## 国保の保険給付

国民健康保険（国保）では、対象となる事由に対して様々な給付を行っており、それを「保険給付」といいます。

### 医療・療養に対する給付

◇対象となる診療 診察、処置・手術等の治療、薬や治療材料の支給、入院・看護、在宅療養・看護、訪問看護 ※入院時の差額ベッド代、患者の希望による保険外診療、歯科診療で特殊な素材を使用した差額診療や自由診療は対象外となります。

◇対象外の診療 保険適用外の治療法、正常分娩、経済的理由による人工中絶、健康診断、予防注射、労災保険の対象になる場合等

◇制限のあるもの けんか、泥酔によるもの、医師や保

険者の指示に従わないとき、犯罪や故意によるもの  
◇医療費の自己負担割合  
・0歳～未就学児：2割  
・70～74歳：2割（昭和19年4月1日までに生まれた方は1割。生年月日を問わず現役並み所得者は3割）  
・右記以外の方：3割

### 村への申請が必要な給付

保険給付には給付を受けるために被保険者が村へ申請する必要があります。申請する

#### ▼療養費の支給

やむを得ず保険証を使わないで受けた診療や、骨折等で柔道整復師の施術を受けた場合、医師が認めたはり・灸・マッサージ代、コルセット等の補装具代、輸血の生血代、旅行中の海外での診療等は、医療費を全額自己負担した後に、申請により自己負担割合に応じた額が支給されます。

#### ▼出産育児一時金

被保険者が分娩（妊娠12週以上の死産・流産を含む）したときに次の額が支給されます。

・分娩をした医療機関等が産科医療補償制度に加入して

いて、妊娠22週以上の場合  
：42万円

・右記以外：40万4千円

◇葬祭費  
被保険者が死亡した場合、喪主の方に5万円が支給されます。

#### ▼交通事故等するとき

事故等でケガをした場合でも、届出により国保で診療を受けることができます。

ただし、示談を結んでしまった場合等、国保が使えない場合もあります。示談の前には必ず国保へ連絡をしましょう。

#### ▼高額療養費の支給

医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が申請により支給されます。

#### 限度額適用認定証を ご利用ください

「限度額適用認定証」を医療機関の窓口へ提示すると、医療機関への支払額が自己負担限度額までとなり、高額な医療費を一時的に立て替える必要がなくなります。 ※いずれの認定証も、事前に村への申請が必要です。

※国保税に滞納がある世帯の方には認定証を交付出来ない場合があります。

## 新成人のみなさんへ ～20歳になったら国民年金～

国民年金は、年をとったとき、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、現役世代みんなで支えようという考えで作られた制度です。

◎国民年金保険料の納め方 国民年金保険料は、納付書での現金納付のほかに口座振替、クレジットカード、電子納付ができます。納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。

\*保険料は前納がお得です 口座振替、クレジット納付は申込みが必要です。申込書には、基礎年金番号の記入が必要になりますので、年金手帳や納付書でご確認ください。また口座振替申出書には金融機関届出印の押印が必要です。申込後に開始通知書が送付されますので、開始月を確認し、それ以前の保険料については納付書で納付してください。※支払方法によって割引額は異なります。

◎付加年金制度 保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金と合わせて付加年金を受けとれます。付加年金額(年額)は、付加保険料納付月数×200円です。

◎学生納付特例制度 学生の方は、本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。申請の際には学生証等の在学期間を証明するものが必要です。

◎免除制度 経済的な理由により保険料を納めることができない場合、保険料を全額免除または一部免除することができます。免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

◎追納制度 学生納付特例や免除等の承認を受けた期間がある場合、国民年金保険料を全額納付したときに比べ将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。減額された年金受取額を補うため、免除の承認を受けた期間の保険料は10年以内であれば、過去10年にさかのぼって納めることができます。

◎詳細 日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

■問合せ 土浦年金事務所 ☎029-825-1170



# 介護保険

お問合せ  
福祉介護課介護保険係  
☎ 029-885-0340  
(内) 113・132・135

## 介護保険と 「所得税の確定申告」 「村県民税の申告」

介護保険料や介護サービスを利用した際にかかる費用等の一部は、「所得税の確定申告」および「村県民税の申告」の際に所得控除の対象となります。控除の種類と、申告に必要な書類等は次のとおりです。

### ■ 介護保険料（1月～12月の1年間分）は、「社会保険料控除」に！

次の書類を提出することによって、社会保険料控除の対象となります。

- 【普通徴収の方】窓口支払いの方は領収書。口座振替の方は役場収納課で無料で発行する納付額証明書。
- 【特別徴収(年金天引き)の方】年金の源泉徴収票。(平成30年1月下旬に年金支給先から郵送)

### ■ 要介護認定による障がい者認定で、「障害者控除」を！

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちでない場合でも、要介護認定により、障がい者(重度)に準ずる高齢者の方は障害者控除を受けることができます。この場合、介護保険用の「主治医意見書」により障がい者控除を受けるための認定書を発行しますので、詳しくは役場福祉介護課へお問い合わせください。

### ■ おむつ代金は、「医療費控除」に！

医師が発行した「おむつ使用証明書」と領収書を提出することにより、医療費控除の対象となります。

◎次のすべての要件に該当する方については、村が発行する「確認書(無料)」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

- ・おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降。
- ・要介護認定を受けている。
- ・要介護認定で使用された主治医意見書の作成日が、おむつを使用した当該年(認定期間が13カ月以上の人は当該年またはその前年)であること。
- ・要介護認定で使用された主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が『B1、B2、C1またはC2』と記載されていて、なおかつ「尿失禁の発生可能性が『あり』」であること。

### ■ 介護保険サービス利用料も、「医療費控除」に！

介護サービスや介護予防サービスを利用したときの自己負担額は、その一部または全額が医療費控除の対象となる場合があります。なお、医療費控除を受ける際には、事業者発行の領収書が必要になります。

対象となるサービス		医療費控除の対象になる額
居宅サービス	居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(介護老人保健施設または介護療養型医療施設でのショートステイ) ……………①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己負担額(介護サービス費用の1割または2割)</li> <li>・滞在費(居住費)および食費の全額</li> </ul>
	訪問介護(生活援助中心型を除く)、訪問入浴介護、通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護(ショートステイ) ……………②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①と併せて利用した場合のみ自己負担額(介護サービス費用の1割または2割)</li> <li>・滞在費(居住費)および食費は対象外</li> </ul>
施設サービス	介護老人保健施設(老人保健施設) 介護療養型医療施設(療養病床等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己負担額(介護サービス費用の1割または2割)</li> <li>・滞在費(居住費)および食費の全額</li> </ul>
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 地域密着型介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己負担額(介護サービス費用の1割または2割)の2分の1</li> <li>・滞在費(居住費)および食費の2分の1</li> </ul>

※高額介護サービス費により補填された分は、医療費控除の対象から除かれます。

※すべての介護保険サービスについて、特別な居住費、特別な食費は医療費控除の対象とはなりません。

# 所得税の確定申告と 村民税の 申告相談を実施します

平成29年分所得税および復興特別所得税、  
住民税(平成30年度課税分)申告

**2月16日(金)～3月15日(木)**

※土・日・祝日を除く。ただし2月  
25日(日)午前中は開設します。

《開設場所》役場庁舎2階会議室

《受付時間》※役場の開庁時間は午前8時。

◎午前の部 午前8時～11時  
(午前8時45分申告相談開始)

※午前の部の受付は、時間の関係上40人までとさせていただきます。午前11時前でも41人目以降は午後の部の受付となります。

◎午後の部 午前11時～午後4時  
(午後1時30分申告相談開始)

《受付方法》役場2階・階段上の受付簿に名前を記入し、右手奥の休憩室でお待ちください。

## 申告をする必要のある方

### ◇給与所得者で次に該当する方

- ・勤務先の事業所から「給与支払報告書」が美浦村に送付されない方
- ・年の途中で退職後就職しなかった方、就職した会社で前職の収入を含めた年末調整を受けなかった方等、所得税が清算されていない方
- ・2カ所以上から給与を受けた方
- ・給与以外の所得があった方

※給与以外の所得が20万円以下の場合には確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。

### ◇公的年金等を受給されている方で次に該当する方

- ・公的年金等に係る所得のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けようとする方
- ※日本年金機構等の年金保険事業者に扶養親族等申告書を提出しなかった方が扶養控除を受けようとする場合には、申告が必要です。
- ・公的年金等に係る所得以外に所得がある方

※公的年金等の収入額合計が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の場合には確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。

### ◇収入がなくても住民税申告が必要な方(収入または所得0の申告)

- ・所得や扶養等の状況に制限のある公的サービス等を受けるため、それに関する証明等を必要とする方
- ※申告書を提出されない場合は、非課税証明書等の発行ができません。
- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方
- ※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の課税や軽減、高額療養費の適用等に必要です。
- ・医療福祉制度(マル福)や児童扶養手当等を受給される方

### ◇事業所得(農業・営業等)や不動産所得、配当所得、雑所得等がある方

### ◇医療費控除等を受けようとする方

### 扶養者の所得および重複について確認を!

年末調整や申告において自己の扶養者とした方の所得金額が38万円を超える場合には、扶養控除を外すための申告が必要です。また、同一の扶養者を家族内等で重複して扶養者としている場合も、その扶養者を自己の扶養者とする一人以外は扶養控除を外すための申告が必要です。扶養者の所得金額および家族内等での扶養者の内訳をご確認ください。

### 年少扶養親族(16歳未満)がいるときは申告を!

住民税の非課税限度額の算定に加算されるため、確定申告および住民税申告の際には、必ず年少扶養親族についても申告してください。

### 役場で相談できない申告

次の内容の申告をされる方は、役場での受付はできませんので直接竜ヶ崎税務署での申告相談をお願いします。

- ・青色申告、過年分の確定申告、準確定申告、修正申告および更正の請求等
- ・分離課税制度の所得(土地・建物・株式等の譲渡所得、配当所得、利子所得、先物取引に係る所得等)がある方
- ・損益通算および繰越損失額の控除を行う方
- ・雑損控除(災害・盗難による損害等)がある方
- ・居住の用に供した年分の住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除等がある方

## 申告の際に必要なもの

- ・印鑑(スタンプ式でないもの)
- ・申告者名義の金融機関の口座番号等がわかるもの※口座引き落としによる納税や還付金の手続に必要。
- ・源泉徴収票(給与・年金等)、支払調書等、収入の額がわかるもの
- ・事業所得、農業所得、不動産所得等を申告される方は収支内訳書※収支内訳書用紙は税務署、役場税務課にあります。申告の際には、**必ず事前に帳簿、領収書等を整理・集計して収支内訳書を作成されてから持参してください。**
- ・社会保険料等の支払証明書(健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料等)
- ・一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書
- ・医療費控除を受ける場合、明細書や控除額を証明できるもの、保険金等による補てん額がわかるもの

### マイナンバーが必要です

マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。次のものをお持ちください。  
※マイナンバーは、申告者本人だけでなく控除対象配偶者・扶養親族(16歳未満も含む)・事業専従者のものも必要です。

◎マイナンバーカードを持っている方 マイナンバーカード

◎マイナンバーカードを持っていない方

- ・番号確認書類 通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)のいずれか一つ
  - ・身元確認書類 運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳等のいずれか一つ
- ※写真表示のない身元確認書類(公的医療保険の被保険者証、年金手帳等)の場合は二つ必要です。

## 医療費控除の申告

ご自身または同一生計のご家族のために支払った医療費がある場合は、右の算式によって計算した額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

◎ $(イ - \text{ロ}) - \text{ハ} = \text{医療費控除額}$

イ…その年中に支払った医療費の合計額

ロ…保険金等で補てんされる金額

ハ…「10万円」または「所得金額の合計額の5%」のうち、少ない方の金額

### ◇医療費控除の申告に必要なもの

- ・医療費控除の明細書

※平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の提出が不要となり(おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書等の医師等が発行した証明書は除く)、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。なお、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。(平成31年分の確定申告までは従来通り領収書の添付・提示でも可)

※診療を受けた人、病院・薬局ごとに整理し(領収の日付が平成29年中であることを必ず確認)、事前に金額を集計しておいてください。

- ・保険金等から医療費に補てんされた金額がある場合は、補てん額のわかる書類

### 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、一定の取組(人間ドック、予防接種、がん検診、定期健康診断等)を行う個人が平成29年1月1日以降にスイッチOTC医薬品を購入した場合、その年中に支払った合計額の1万2千円を超える部分の額(上限8万8千円)について、その分の控除を受けることができるようになりました。

※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は従来の医療費控除を受けることはできません。

### ◇セルフメディケーション税制の申告に必要なもの

- ・一定の取組を行ったことを明らかにする書類(領収書や結果通知表)

※ただし、一定の取組に対して支払った金額は対象になりません。

- ・セルフメディケーション税制の明細書

※薬局等の支払先の名称・医薬品の名称・支払った金額を整理し(領収書の日付が平成29年中であることを必ず確認)、事前に金額を集計しておいてください。なお、領収書の提出は不要ですが、記入内容の確認を求められる場合がありますので、5年間保存する必要があります。

◎ここまでの問合せ 役場税務課 ☎029-885-0340 (内線109・120) -----

## 税務署からのお知らせ

### 所得税の確定申告

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

◇会場 竜ヶ崎税務署別館1階会議室

◇期間 2月16日(金)～3月15日(木)

※土・日を除きます。ただし、2月18日(日)と25日(日)は開場します。

◇時間 受付 午前8時30分開始

相談 午前9時～午後5時

### ◇注意事項

- ・確定申告会場の開設前は、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。
- ・申告書の作成には時間を要しますので、午後4時頃までにお越しください。なお、相談内容が複雑な場合は、午後3時までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。
- ・毎年駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

### 確定申告書は自宅で作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(<http://www.nta.go.jp>)をご利用いただくと、自宅等で確定申告書が作成できます。書面で印刷して送付するか、e-Taxで送信(事前に準備が必要)のいずれかの方法でご提出ください。

### まずは電話にてお問い合わせください

《確定申告書等作成コーナーの操作等に関する問合せ》

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

※月～金曜日受付(土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

《確定申告等に関する問合せ》

竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303(自動音声案内)

## 自衛官等募集案内

		受験資格	受付期間	試験期日
予備自衛官補	(一般)	18歳以上34歳未満の者	1月9日(火) ↓ 4月6日(金) ※締切日必着	4月14日～18日の うち指定する1日
	(技能)	18歳以上で、国家資格等に応じて 36歳～55歳未満の者		
防衛大学校学生(後期)		18歳以上21歳未満の高等学校卒業者 または中等教育学校卒業者 (卒業見込含) ----- 高等専門学校第3学年時修了者 (修了見込含)	1月20日(土) ↓ 1月26日(金) ※締切日必着	1次：2月17日 2次：3月9日

※自衛官候補生(採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の者)は年間を通じて募集しています。

上記以外にも各種の募集があります。また、急遽募集内容等が変更される場合があります。

詳細については自衛隊茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所までお問合せください。

※ホームページにも募集情報を掲載しています。(<http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/>)

□問合せ 自衛隊茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所(龍ヶ崎市寺後3629-5) ☎0297-64-3351

# 冬は感染症の季節です

正しく理解して予防しましょう！



## 冬に感染症が流行しやすい理由は

- ・寒く、空気が乾燥する冬は、低温・低湿度を好むウイルスにとって最適な環境です。夏より長く生存できるようになるため、感染力が強くなります。
- ・空気が乾燥していると咳やくしゃみの飛沫が小さくなり、飛沫に含まれたウイルスが遠くまで飛びやすくなるため、感染範囲が拡大しやすくなります。
- ・寒さのため人の免疫力が低下します。また夏場ほど水分を積極的にとらなくなり体内の水分量も少なくなりがちです。結果、体内外の乾燥によって本来は粘液でウイルスの侵入を防いでいる鼻やのどの粘膜が痛みやすくなり、ウイルス感染を起こしやすくなります。

疾患名	流行時期	主な症状
インフルエンザ	11月～2月頃	突然の高熱(38℃以上)、頭痛、筋肉痛、関節痛、のどの痛み、鼻水、嘔吐、下痢等
感染性胃腸炎ノロウイルス	11月～1月頃	吐き気、嘔吐、下痢、腹痛、微熱(38℃以下)等
感染性胃腸炎ロタウイルス	2月～4月頃	嘔吐、下痢、腹痛、高熱(38℃以上)等
RSウイルス感染症	11月～2月頃	発熱、鼻水等。重症化すると喘鳴、呼吸困難等

## 冬の感染症予防の基本は、手洗いやうがいなど日常生活での対策が中心です

- ・**手洗い・うがい** 普段何気なく触っているところにも病原体が附着している可能性があり、その病原体は手を介して口や鼻、目などの粘膜から体内へ侵入し感染します。石けんを使ったこまめな手洗いで感染の機会を減らしましょう。外出直後のうがいも効果的です。(正しい手洗いについては裏表紙を参照)
- ・**咳エチケット** 咳やくしゃみを他の人に向けて発しない。咳やくしゃみが出る時は出来るだけマスクをする。手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時はすぐに手を洗うようにしましょう。
- ・**換気・湿度管理** 室内の空気中に病原体を停滞させないように、こまめに窓を開けて換気を行うことも大切です。またウイルスは乾燥した空気を好むため適度な湿度を保ちましょう。
- ・**予防接種** インフルエンザ予防にはワクチン接種も有効です。ワクチンを接種しても感染する可能性があります。症状が比較的軽くすみます。

## 休日当番医

診療時間：午前9時～午後4時 \*都合により当番医を変更することがあります。  
※お問合せ先：なるしま内科医院 ☎029-869-4820

1月	14日(日)	あみ小林クリニック 宮本病院	阿見 稲敷	☎029-888-2200 ☎0299-79-2114	2月	4日(日)	なるしま内科医院 坂本耳鼻咽喉科医院	阿見 稲敷	☎029-869-4820 ☎029-892-2627
	21日(日)	阿見第一クリニック 江戸崎眼科	阿見 稲敷	☎029-887-3511 ☎029-892-0262		11日(日)	まぼろウイメンズクリニック 角崎クリニック	阿見 稲敷	☎029-830-5151 ☎0297-87-6030
	28日(日)	おおさわ眼科 宮本病院	阿見 稲敷	☎029-843-7272 ☎0299-79-2114		12日(月)	森脇整形外科 古橋医院	阿見 稲敷	☎029-843-7888 ☎0299-78-3770

## 2月の乳幼児健診

《受付》

午後1時～1時45分

- ・4カ月児健診 2月19日(月)  
対象：平成29年10月生
- ・1歳6カ月児健診 2月5日(月)  
対象：平成28年6月～7月生

- ・2歳児歯科健診 2月6日(火)  
対象：平成27年12月～平成28年1月生



# 美浦村子育て情報



## 問合せ

子育て支援センター(みほふれ愛プラザ内) ☎029-885-6511 \*午前9時30分～午後6時(日曜・祝日休館)

## 子育て支援センターからのお知らせ

### 子連れおでかけ講座

赤ちゃんとのおでかけにはコツがあります。これからお母さんになる皆さんや子育て真っ最中の皆さんが、少しラクになるような「おでかけのコツ」をお伝えします。

【日時】 2月3日(土) 午前10時30分～11時30分

【講師】 NPO法人子連れスタイル協会  
伊東貴子さん

【対象】 妊婦さん・ベビーカーを使用している方

【定員】 20組 (申し込み不要)

【問合せ】 子育て支援センター



### 子育て支援センターで遊ぼう!

寒い冬は、暖かな子育て支援センターで遊びませんか?

子育て支援センター内は床暖房なので、足元が温かく、お子さんは裸足でも遊べます。

お気に入りのおもちゃを探して、親子や祖父母の方とゆったりした時間をお過ごし下さい!

\*1月中は福笑い・すごろく・こま等手作りの遊び道具を出しています。



## 子育てひろばのご案内

**ぴよ:ぴよぴよサロン** ◇対象 2カ月～1歳3カ月、妊婦さん **火曜日午前10時～11時30分**  
\*月に一度、保健師、助産師、栄養士による「**育児相談(育)**」を行っています。

**ぷち:ぴよぴよぷち** ◇対象 2カ月～9カ月、妊婦さん **木曜日午後1時30分～1時50分**

### よち:よちよちルーム

◇対象 1歳児 (H27.4.2～H28.4.1生)  
**水曜日午前10時～11時30分**

**エン:エンジョイ子育て** ◇対象 未就学児  
**金曜日午前10時～11時30分**

**♥:お楽しみタイム** ◇対象 未就学児  
月曜日、第1・3土曜日:午前11時15分～、火・水・金曜日:午後2時45分～(5～15分程度)

**⚽:わいわいタイム** ◇対象 未就学児  
火～金曜日:午後3時30分～3時45分

### おも:おもちゃ図書館

◇対象 未就学児・障がいのある方  
第2・4土曜日:午前10時～11時30分

## 2月の子育てひろば

日	月	火	水	木	金	土
				1 ぷち ⚽	2 エン ♥	3
4	5 ♥	6 ぴよ ♥	7 よち ⚽	8 ぷち ⚽	9 エン ♥	10 おも
11	12	13 (育) ぴよ ♥	14 よち ⚽	15 ぷち ⚽	16 エン ♥	17 ♥
18	19 ♥	20 ぴよ ♥	21 よち ⚽	22 ぷち ⚽	23 エン ♥	24 おも
25	26 ♥	27 ♥	28 よち ⚽			



子育て支援センターは、未就学児とその保護者が一緒に遊んで交流できる場です。子育て情報の提供、子育てに関する相談等を通じて子育て支援を行っています。お気軽にご利用ください。



# 龍ヶ崎地方衛生組合

## ～平成28年度一般会計決算状況～

### 一般会計

(単位：千円)

歳入			歳出		
項目	金額	割合	項目	金額	割合
分担金及び負担金	470,593	86.7%	議会費	3,629	0.7%
使用料及び手数料	24,807	4.6%	総務費	184,371	37.7%
財産収入	270	0.1%	衛生費	182,348	37.3%
繰入金	0	—	公債費	118,902	24.3%
繰越金	44,062	8.1%	予備費	0	—
諸収入	2,935	0.5%			
歳入合計	542,667	100.0%	歳出合計	489,250	100.0%

☐問合せ 龍ヶ崎地方衛生組合 ☎ 0297-64-1144

# 稲敷地方広域市町村圏事務組合

## ～平成28年度一般会計・特別会計決算状況～

### 一般会計

(単位：千円)

歳入			歳出		
項目	収入済額	構成比	項目	支出済額	構成比
分賦金及び負担金	3,781,709	90.5%	議会費	1,974	0.1%
使用料及び手数料	8,650	0.2%	総務費	132,597	3.2%
国庫支出金	32,827	0.8%	消防費	3,790,479	91.6%
県支出金	7,552	0.2%	公債費	210,898	5.1%
財産収入	51	0.0%	予備費	0	—
寄附金	0	—			
繰入金	88,699	2.1%			
繰越金	66,857	1.6%			
諸収入	3,844	0.1%			
組合債	189,400	4.5%			
歳入合計	4,179,589	100.0%	歳出合計	4,135,948	100.0%

### 特別会計

(単位：千円)

会計名	歳入	歳出	会計名	歳入	歳出
老人ホーム特別会計	121,030	121,030	水防事業特別会計	11,744	11,024

☐問合せ 稲敷地方広域市町村圏事務組合事務局管理課 ☎ 0297-64-3741

# お知らせ

※局番は029

美浦村役場 ☎885-0340  
 みほふれ愛プラザ ☎885-6511  
 子育て支援センター 同上プラザ内  
 中央公民館 ☎885-4451  
 中央公民館図書室 ☎885-8442  
 文化財センター ☎886-0291  
 光と風の丘公園 ☎885-6711  
 保健センター ☎885-1889  
 美浦水処理センター ☎885-0720  
 大谷時計台児童館 ☎885-0597  
 木原城山児童館 ☎885-1064  
 大谷保育所 ☎885-1549  
 木原保育所 ☎885-4488  
 社会福祉協議会 ☎885-0038  
 デイサービスセンター ☎885-8885  
 老人福祉センター ☎885-7080  
 シルバー人材センター ☎886-0007  
 消費生活センター ☎885-7141  
 美浦村商工会 ☎885-2250

美浦村ホームページアドレス：  
<http://www.vill.miho.lg.jp/>  
 Eメール：info@vill.miho.lg.jp

## 県民交通災害共済

2月1日(木)から平成30年度の加入受付を行います。詳細についてはチラシ(広報本号とともに各戸配付および役場生活環境課窓口)をご覧ください。

- ◇共済掛金 大人900円、4月1日現在で中学生以下の方500円
- ◇共済期間 4月1日～平成31年3月31日
- ◇対象となる交通事故 共済期間中に国内の道路上で起きた死傷事故
- ◇見舞金 最高：死亡100万円、最低：治療実日数3日以上2万円

◇申込方法 掛金を持参の上、役場生活環境課窓口までお越しください。

※申請書を記入する必要はありません。

## 戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十回特別弔慰金の請求期限が近付いています。請求期限を過ぎると第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりま

◇問合せ 役場生活環境課

◇申込方法 掛金を持参の上、受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖母④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。
- 4 右記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があつた方に限ります。

- ◇請求期限 4月2日(月)
- ◇支給内容 額面25万円 5年償還の記名国債
- ◇請求・問合せ 役場福祉介護課 援護担当

## 美浦村競争入札参加資格審査申請追加受付

平成29・30年度に美浦村が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品・役務等の競争入札参加資格審査申請の追加受付を行いますので、希望者は次の要領で申請書を提出してください。

- ◇受付期間 2月1日(木)～2月15日(木) 午前9時～正午、午後1時～4時
- ※土・日、祝日を除きます。
- ◇申請方法 美浦村公式ホームページ、または役場企画財政課で配布している申請要領をご参照ください。
- また、提出方法は原則「郵送のみ」とします。持参の場合は受け取りのみになります。
- ◇受付・問合せ 役場企画財政課

## 農機の盗難にご注意ください!

茨城県内において農機の盗難が多発しています。大切な機械の盗難を防ぐために、次の点にご注意ください。

- ① 田畑に機械を放置しておかない。
- ② 鍵は必ず抜く。
- ③ 保管した倉庫には必ず鍵をかけておく。

キーを抜いても安心はできません。ある程度の知識があれば直接バッテリー電源をスターターに接続してエンジンをスタートさせることも可能です。

- ④ 市販のハンドルロックやワイヤロックを使用する。
- 倉庫の中にあつても安心せず、盗難防止用チェーンでしっかりと施錠をしましょう。
- ※保証書を保管し、形式や車体番号を控えておきましょう。
- ※万が一に備え、JAの自動車共済(車両)またはNO SAIの農機具共済に加入しましょう。
- ※自動車共済等の詳細については、お近くのJAまでお問合せください。



## 稲敷広域事務組合入札参加資格審査申請追加受付

稲敷地方広域市町村圏事務組合では、平成30年5月1日から平成31年4月30日までに発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品購入および役務提供等の競争入札参加資格審査申請を受け付けます。入札参加希望者は必ず資格審査を受けてください。詳細についてはホームページに掲載しています。

◇受付期間 平成30年2月1日(木)～3月31日(土)

※窓口は土・日、祝日を除く。

◇受付・問合せ 稲敷地方広域市町村圏事務組合事務局  
 理課 ☎0297-6413  
 741、ホームページ(Url: <http://www.inashiki-kouki.jp/>)

## 農ビ・農ホリの適正回収を行います

村では、使用済み農業用ビニール・ポリエチレンの回収を行います。排出事業者単位で回収委託者との契約が必要になりますので、期限までにお申し込みください。回収日

等、詳細は後日お申込みいただいた農家の方宛てに通知いたします。

◇回収できるもの 遮光シート、カンレイシヤ、マルチフィルム、肥糧袋、苗箱等

※濃ビ、農ホリは分別すること

◇回収できないもの 糸入り農ビ、マイカ線、畦シート、ブルーシート、その他の特殊資材、ホース類等の一部、変色したビニールや保存状態の悪いもの等

◇回収日 2月下旬

※申請者に後日連絡します。

◇場所 稲敷農協旧安中支店、茨城かすみ農協コンポストセンター

◇委託先 (公社)農林振興公社

◇費用 登録料・1戸当たり1000円、回収料・濃ビ1kg当たり5円・農ホリ1kg当たり25円

◇申込期限 1月31日(水)

※回収日当日の申込みは不可

◇申込・問合せ 役場経済課

## 美浦村メガソーラー

(単位: kWh)

11月の発電量  
155,815

累計(今年度)  
2,039,045

## 住宅・土地統計調査準備調査のお知らせ

平成30年10月に実施される「住宅・土地統計調査」に先立ち準備調査を行います。この調査では、統計調査員が巡回し、住宅および住宅以外で居住施設のある建物を確認します。ご協力をお願いします。

## ジョイナスみほ体操フェスティバル

地域に体操の輪を広げようと、子どもたちの体操・新体操の演技発表を中心に、保護者と指導者が一丸となって開催します。ゲストに日本体育大学トランポリン部の皆さんの躍動感ある演技と、賛助出演に安中小学校縄文太鼓クラブの迫力ある演奏を披露していただきます。ぜひ会場をご覧ください。

◇日時 2月11日(日)午後1時開場、1時30分開演

◇会場 美浦中学校体育館

◇問合せ 体操フェスティバル事務局 ☎029-8851777

## 元気シニアバンクに登録してみませんか

茨城県では、豊富な知識・経験・技能等を持つ高齢者が様々な地域活動に活躍できるように、元気シニアバンクを開設しております。

元気シニアバンクに登録された方は、「茨城シニアマスター」として、県内様々な団体等の依頼に応じて活動していただきます。

長年培ったものを地域のために活かしませんか。

◇詳細・問合せ 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会茨城わくわくセンター ☎029-2431898

## 高齢者はつらつ百人委員会委員募集

県内5地域に、それぞれ概ね100名の委員会を設置し、高齢者自ら健康・生きがいづくりに関する様々な事業を企画・実施します。

◇対象 県内在住の概ね60歳以上の方で、委員会の活動に出席できる方(条件あり)

◇任期 平成30年4月～平成

32年3月末

◇応募締切 2月28日(水)

※先着。

◇詳細・問合せ 茨城わくわくセンター(茨城県社会福祉協議会内) ☎029-4318989、茨城県長寿福祉課 ☎029-3013326

## 自動車税の滞納処分強化中

県では、納期内(5月末日)に納付されている多くの県民の皆さまとの公平性を保つため、自動車税未納者に対して財産差押等の滞納処分を強化しています。納付がお済みでない方は至急納付願います。

◇問合せ 茨城県土浦県税事務所収税第三課 ☎029-82217230

## 村の交通事故発生状況(11月1日～30日)

	年累計
発生件数	3 (23)
負傷者数	3 (29)
死者数	0 (1)

11月30日現在死者ゼロ継続157日

## 障害者就職面接会 (県南会場)

参加を希望する障がい者の方は、ハローワーク龍ヶ崎までご連絡ください。

◇日時 2月8日(木)午後1時～3時30分

※午後0時30分受付開始。

◇場所 ホテルグランド東雲

(つくば市小野崎488-1)

◇主催 茨城労働局、ハローワーク土浦・常総・石岡・龍ヶ崎、茨城県

◇申込・問合せ ハローワーク龍ヶ崎 ☎0297-16012727

## 茨城県スポーツチャンネルで高校生の雄姿を

茨城県の公式サイト「いばキラTV」では、県内高校生が活躍するスポーツ大会を中心に動画配信を行っています。無料動画投稿サイトユーチューブに『いばキラスポーツ』と入力し検索してください。躍動する高校生の姿に出会えます。

◇問合せ 茨城県広報広聴課 ☎029-130112129

## 県立水戸南高校通信制課程生徒募集

毎日通学できない方でも学べる通信制(単位制)の高校です。幅広い年代の生徒が在学しています。

◇受付期間

・一般入学(新入学)

3月13日(火)～26日(月)

午前9時～午後5時

・編入学・転入学

3月7日(水)～12日(月)

午前9時～午後4時30分

※土・日、祝日を除きます。

◇問合せ 茨城県立水戸南高等学校(通信制) 〒310-0804 水戸市白梅2-10

10 ☎029-1247-4284(通信制職員室)、ホームページ(<http://www.nmi-tomihama-h.ibk.ed.jp/>)

## 街の保健室を開催

稲敷地域医療連絡協議会は、「街の保健室」を開催します。東京医科大学茨城医療センター看護部の看護師による健康相談です。健康に関する相談と血圧測定・体脂肪測定・血管年齢測定を行います。お気軽にご参加ください。

◇日時 1月20日(土)午前10時～11時30分

◇会場 地域交流館みほふれ愛プラザ

◇問合せ 健康増進課(保健センター内)

◇常陽銀行無料年金相談

常陽銀行委嘱の社会保険労務士が、無料でご相談に応じます。(要予約)

◇開催日時 1月25日(木)午前10時～午後3時

◇場所 常陽銀行美浦支店

◇予約・問合せ 常陽銀行美浦支店 ☎029-1885-2915

## 全国一斉生活保護110番

茨城青年司法書士協議会では、茨城県司法書士会と共催にて、生活保護に関する無料相談会を開催します。

相談および通話料無料、秘密厳守、事前予約不要です。

◇日時 1月28日(日)午前10時～午後4時

◇電話番号 0120-10521088

## 元氣いばらき就職面接会

※当日のみ専用(臨時)の電話番号です。

◇問合せ 茨城青年司法書士協議会 ☎029-1801-0472

新卒者を含む若年者や、離職中の求職者を対象に合同就職面接会を開催します。複数の企業の人事担当者と直接会うことができるチャンスですので、ぜひご参加ください。

◇日時 1月25日(木)午後1時30分～3時30分

※午後1時受付開始。

◇会場 茨城県土浦合同庁舎第1分庁舎3階第3会議室

◇対象者 卒業予定者(専門学校・短大・大学)を含む若年者や求職者

◇問合せ いばらき就職支援センター(県南地区センター) ☎029-1825-13410

## 茨城いのちの電話相談員募集

いのちの電話は、自殺予防を目的としたボランティア活

動です。電話という手段で対話し、悩みをかかえる方の支えになって下さい。

◇募集期間 2月1日(木)～5月7日(月)

◇応募資格 いのちの電話の趣旨に賛同し、活動に積極的に参加して下さる23歳以上の方

◇募集人数 40名程度

◇研修機関 つくば市周辺

◇申込・問合せ 茨城いのちの電話事務局 ☎029-1852-18505

## 美浦村商工会だより

### みほふれ愛プラザ商工出店会

◎日時 2月3日(土)午前10時～午後4時(荒天中止)

美浦村商工会会員事業所が、地域交流館みほふれ愛プラザ前に出店いたします。ぜひお越しください。

□問合せ 美浦村商工会 ☎029-885-2250

## 平日住民課窓口に来られない方へ

### ◎住民課窓口時間延長

毎月第2・第4水曜日実施。  
※祝日の場合はその前開庁日。  
※1月は延長日を第3・第5水曜日に変更します。

◇1月・2月の実施日時 1月17日・31日、2月14日・28日、午後5時15分～7時

◇取扱業務 各種証明書の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり

※転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。ご了承ください。

◎住民票の写し・印鑑登録証明書  
の休日出交付(電話予約)

## 弁護士による法律相談

日時 2月21日(水)  
午後1:30～4:00  
※2月1日(木)午前8:30より申込受付

## 心配ごと相談

日時 2月5日(月)・19日(月)  
午後1:00～3:00

※事前に申込みをされていない方は、お待ちいただく場合があります。

会場・申込先  
老人福祉センター ☎885-7080  
主催 美浦村社会福祉協議会

## 教育相談

相談・連絡先 ☎・FAX 885-7788

電話相談 毎週火～金曜日  
午前9:00～午後4:00

来所相談 毎週水・金曜日  
午前9:00～午後4:00

場所: 光と風の丘公園クラブハウス  
※事前連絡の上、おこしください。  
相談日以外は留守番電話またはFAXで相談を受け付けています。

## 行政相談

日時 1月26日(金)  
午前10:00～正午

場所 役場1階住民相談室

国の仕事のことなどで困ったときはご相談ください。(予約不要)

## 障がい者相談

日時 1月15日(月)・2月19日(月)  
午後1:00～3:00

場所 地域交流館みほふれ愛プラザ

身体・知的障がい者やご家族の悩み事等何でもご相談に応じます。(予約不要)

問合せ先 役場福祉介護課

## 1月の納税

※納期限は1月31日(水)です。

村 県 民 税 (4期)  
介 護 保 険 料 (7期)  
後期高齢者医療保険料 (7期)

事前に平日の午前8時30分～午後5時までに電話予約いただければ、土・日・祝日に受け取ることができません。

※ご予約の際は必ず、証明書を受け取りにいらつしやる方が直接お電話ください。

◎マイナンバーカードの休日交付・申請補助

1～3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

◇1月・2月の実施日時 1月14日、2月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇カード申請のお手伝い  
マインナンバーカードの発行を希望する方を対象に、タブレット端末を利用してカードの申請をするお手伝いを

します(写真撮影無料)。次のものをお持ちください。

・個人番号カード交付申請書  
兼電子証明発行申請書

・本人確認書類(運転免許証、パスポート等写真付き公的身分証明書)

※写真付き公的身分証明書がない方は、健康保険証、年金手帳等2点をご用意ください。

## 就労支援ステップアップ相談会

「働きたい」と一歩を…あなたと一緒に考えます。就労の意欲はありながら、自信がなくて一歩が踏み出せない、退職後プランが長

## 善 意

○匿名1件 9708円

〔村内小学校へ〕

○美浦ライオンズクラブ(塚本光司代表) 15万円(各校5万円)

〔社会福祉協議会へ〕

○美浦ライオンズクラブ(塚本光司代表) 食品保温・保冷コンテナ2台

○匿名2件 使用済切手、使用済プリペイドカード

〔善意銀行へ〕

○堀越キヌ子様 7789円

○陶美 5000円

ありがとうございました。

# 議会報告会を開催します

2月17日(土) 午前10時～正午  
みほふれ愛プラザ2階研修室

多くの皆さんの参加を  
お待ちしております



美浦村議会では、平成27年6月に制定した美浦村議会基本条例に基づき、「住民に開かれた議会」「住民参加を促進する議会」「住民に身近な信頼される議会」の実現を目指し、議会活性化に向けた取り組みを進めています。

このたび、最近の村の事業や議会改革の取り組みをご報告させていただくとともに、広く村民の皆さんの貴重なご意見を頂戴し、今後の議会活動に反映させるため、「議会報告会」を開催します。

## 議会報告会 の概要

- ◎常任委員会からの報告
  - ◎議会改革の取り組みについて(議員の定数、報酬について)
  - ◎議会に関する意見交換会
- ※調査等が必要な質問については、事前に事務局までお知らせください。  
※参加については、事前の申し込みは不要です。

■問合せ 議会事務局 ☎029-885-0340 (内線301・302)

# マメに手洗いで健康な冬を

正しい手の  
洗い方

手洗いの前に・爪は短く切っておきましょう・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります



手の甲を伸ばすようにこすります。



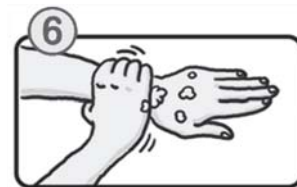
指先、爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。手首も忘れずに洗います。



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

マメに手洗い、マメにマスクでインフルエンザ予防！ さらに詳しい情報は…

インフル 厚労省

検索

「手洗いポスター」(厚生労働省)を加工して作成

広報みほ (No.670・平成30年1月号)

■編集・発行/美浦村役場 〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村受領1515 TEL 029(885)0340 FAX (885)4953  
<平成29年12月1日現在の人口と世帯数> 男 8,061 女 7,662 計 15,723 (前月比-22) 世帯数 6,691 (前月比+2)

再生紙を使用  
しています。